

# Ⅸ その他



IX-01 : 降灰予想図 (本冊 P8)

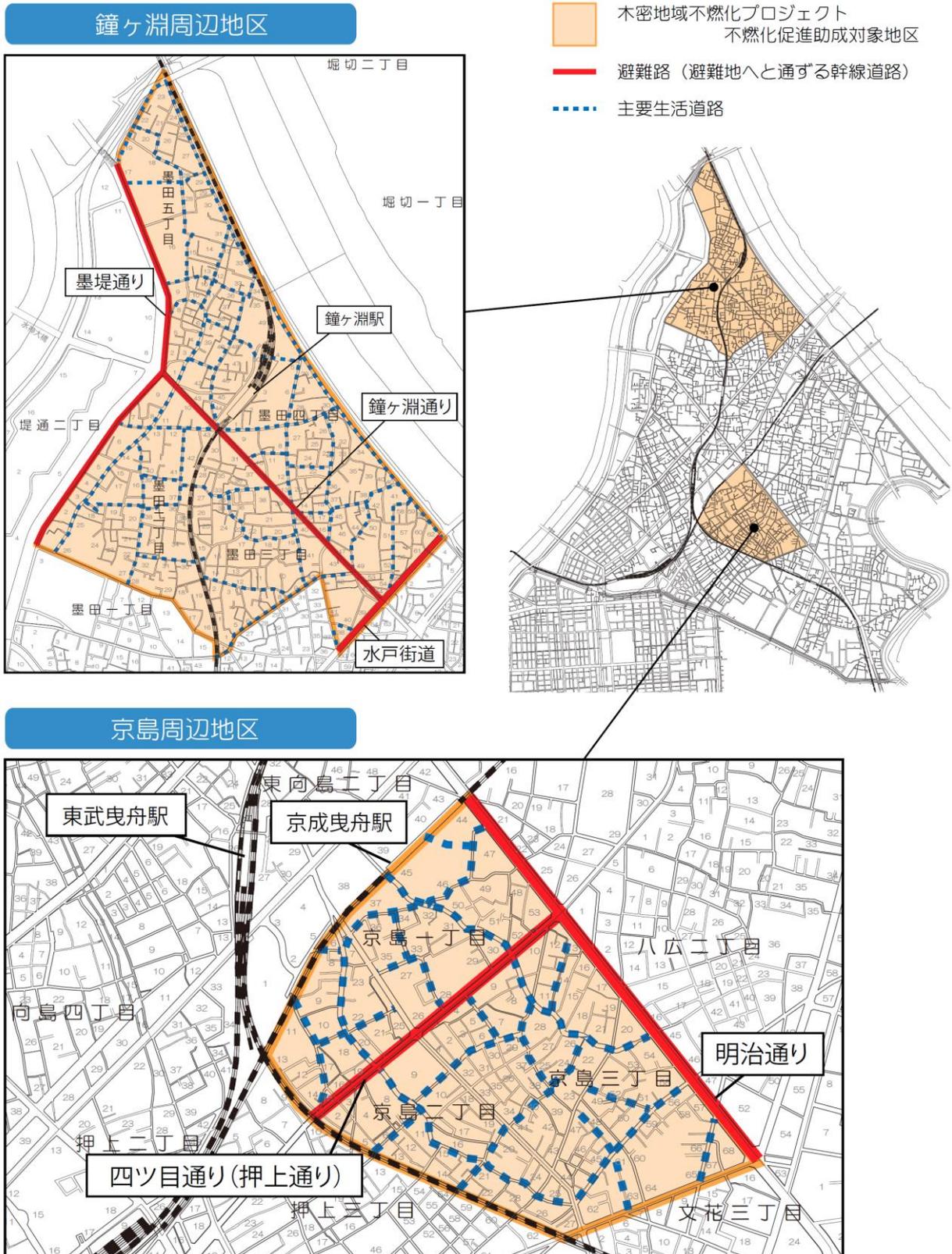


(出典 富士山火山広域防災対策基本方針より)

IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（本冊 P37）

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東京消防庁	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護に関する知識を有する者</li> <li>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</li> <li>3 元東京消防庁職員</li> <li>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時                     <p>災害には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や、応急救護活動などを実施。</p> </li> <li>2 平常時                     <p>消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。</p> </li> </ol>

IX-03：不燃化推進特定整備地区（本冊 P50）



区-04：不燃化助成対象区域（本冊 P51）

**A. 不燃建築物建築促進助成事業**

選 定 地	大震災による火災が重大し、地球全体が危険になった場合に避難する場所のことです。	文花地区
選 定 路	避難先へと通ずる幹線道路のことです。	鐘ヶ淵通り地区、鐘ヶ淵通り第二地区 鐘ヶ淵通り地区、押上通り地区 水戸街道地区、明治通り地区 八広はなみずき通り地区 八広中央通り地区、新あすき通り地区
防災活動拠点	災害時の情報収集、避難の誘導、初級防災活動等の基地となる場所のことです。	第一寺島小、第二寺島小、第三寺島の 旧舟小、音間小、旧木下川小 立花香端の森小、押上小、第三香端の 新ひまわり小、旧第五香端小、東香端の 新田小、新田小、梅若小 八広小、墨田中

**B. 主要生活道路沿道不燃化推進助成事業**

計画幅員6m 計画幅員8m 計画幅員9m

主要生活道路沿道の助成対象となる道路は、上記の色の主要生活道路です。

**C. 都市防災不燃化促進助成事業**  
**D. 都市防災既存建築物除却助成事業**

**重点不燃化促進区域**

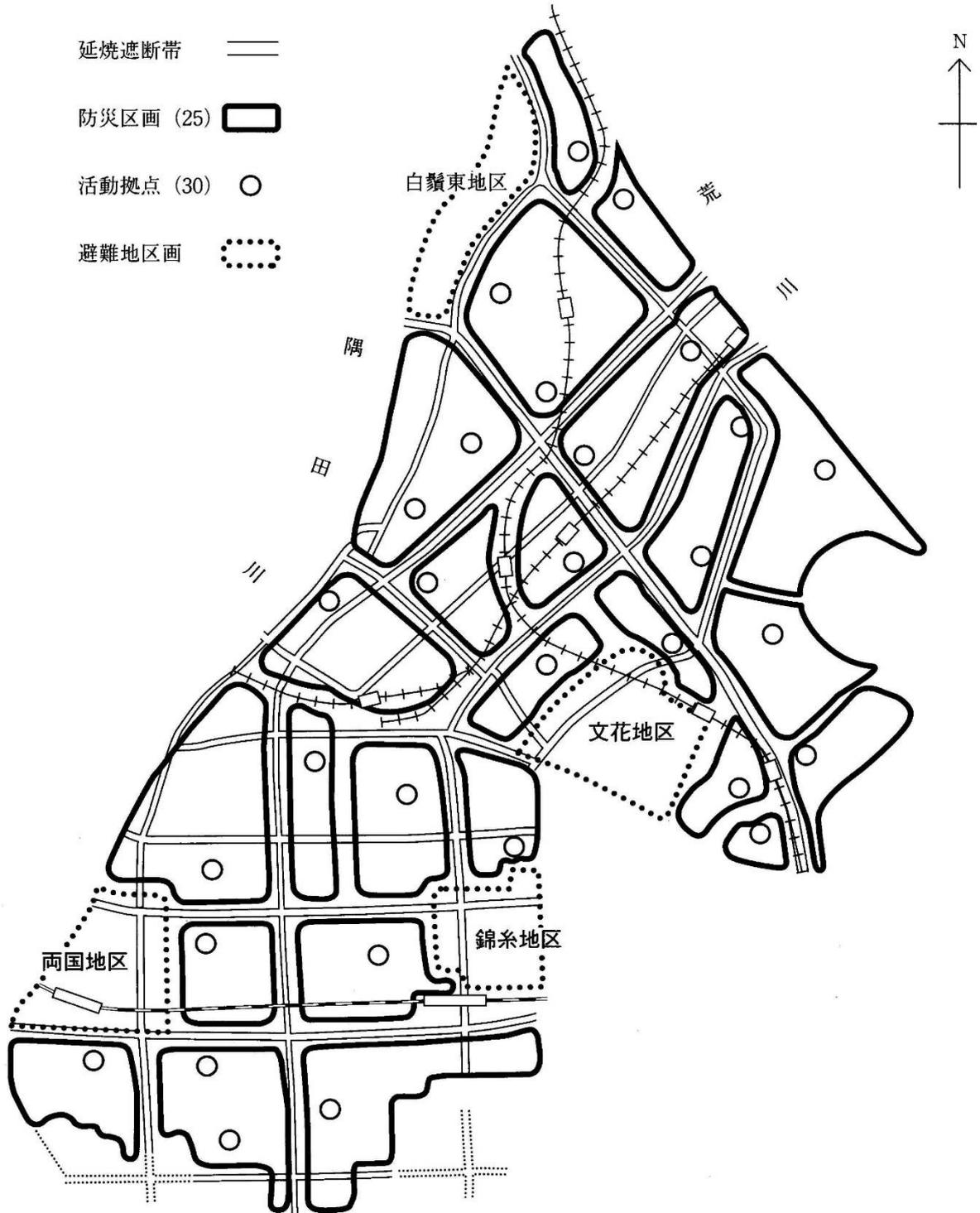
不燃建築物建築促進助成事業が活用できます。  
ただし、押上通り地区、鐘ヶ淵通り地区においては、  
都市防災不燃化促進助成事業及び  
都市防災既存建築物除却助成事業が活用できます。



IX-05：防火・耐震化改修促進助成対象区域（本冊 P51）



IX-06：防災区画図（本冊 P51）



IX-07：社会公共施設現況（本冊 P56）

令和6年1月1日現在

	施設名称	施設数	棟数	新耐震 適用施設	構造別		
					耐火構造	非耐火構造	木造
①	災害応急対策拠点施設	10	5	4	5		
	庁舎	1	1	1	1		
	出張所	5					
	土木事務所	1	1		1		
	清掃事務所	3	3	3	3		
②	教育施設	43	82	32	82		
	小学校	25	53	17	53		
	中学校	10	24	12	24		
	旧学校	2	2	1	2		
	幼稚園	6	3	2	3		
③	二次避難所予定施設	6	3	3	3		
	特別養護老人ホーム	3	3	3	3		
	高齢者在宅サービスセンター	3					
④	医療救護所予定施設	2	2		2		
	保健センター	2	2		2		
⑤	要配慮者施設	55	31	19	31		
	保育園	28	12	7	12		
	児童館	12	10	4	10		
	母子生活支援施設	1	1	1	1		
	福祉施設	7	3	2	3		
	障害者支援施設	3	3	3	3		
	子育て相談センター	3	1	1	1		
	ボランティアセンター	1	1	1	1		
⑥	住宅施設	30	20	19	20		
	区民住宅	13	4	3	4		
	コミュニティ住宅	17	16	16	16		
⑦	体育施設	9	8	7	8		
⑧	地域施設	23	13	12	13		
	図書館	4	1	1	1		
	地域プラザ	2	3	3	3		
	地域産業施設	17	9	8	9		
⑨	その他施設	42	23	22	22		1
	職員住宅	1	1	1	1		
	集会所	26	10	9	10		
	コミュニティ会館	3	2	2	2		
	地域会館	2	1	1	1		
	リサイクルセンター	2	1	1	1		
	地域防災施設	2	2	2	1		1
	その他	6	6	6	6		

IX-08：指定文化財所在地（本冊 P59）

1. 国指定文化財

令和6年1月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地	
重要文化財（工芸品）	萌葱地葵紋付小紋染胴服1領 附今村家覚書 1巻	横網 1-4-1 江戸東京博物館  (令和5年度-令和7年度施設 改修中)  (大規模改修工事中の所在地は 埼玉県川口市領家 5-14-36)	
重要文化財（工芸品）	蔓梅擬目白蒔絵盆軸		
重要文化財（歴史資料）	阿蘭陀風説書		
重要文化財（歴史資料）	旧江戸城写真ガラス原板 29枚		
重要文化財（歴史資料）	壬申検査関係ステレオ写真ガラス原板 257点		
重要文化財（歴史資料）	エレキテル〈平賀家伝来〉	押上 1-1-2 郵政博物館	
重要文化財（歴史資料）	エンボッシング・モールス電信機〈ペリー将来／米国製〉		
重要文化財（歴史資料）	ブレゲ指字電信機		
重要文化財（工芸品）	太刀〈額銘吉房〉	横網 1-12-9 刀剣博物館	
重要文化財（工芸品）	太刀〈無銘福岡一文字〉附糸巻太刀拵		
国宝（工芸品）	太刀〈銘延吉〉		
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘兼永〉		
国宝（工芸品）	太刀〈銘国行〉		
国宝（工芸品）	太刀〈銘国行〉		
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘信房作〉		
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘正恒〉 附黒漆太刀拵		
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘備前国住人雲次／正和二二年十月日〉		
重要文化財（工芸品）	短刀〈無銘（伝貞宗）〉		
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘宇都宮大明神相模国住人廣光／八幡大菩薩、文和五年卯月日〉		
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘兼氏〉		
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘光包（名物乱光包）〉		
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘清綱〉		
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘来国光（名物池田来国光）〉		
重要文化財（工芸品）	刀〈銘長曾禰興里入道帟徹〉		
重要文化財（工芸品）	刀〈銘津田越前守助広／延寶七年二月日〉		
名勝及び史跡	向島百花園		東向島 3-18-3

2. 国登録有形文化財

令和6年1月1日現在

登 録 種 別	名 称	所 在 地
登録有形文化財（建造物）	照田家住宅主屋	緑 2-12-2
登録有形文化財（建造物）	割烹美家古向島本店店舗	向島 5-3-5
登録有形文化財（建造物）	墨田区立言問小学校校舎	向島 5-40
登録有形文化財（建造物）	墨田区立言問小学校講堂	向島 5-40

3. 東京都指定文化財

令和6年1月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財（彫刻）	銅造阿弥陀如来坐像	両国 2-8-10 回向院
有形文化財（歴史資料）	石造明暦大火横死者等供養塔	
有形民俗文化財	瓦製造用具 62 点 附製造瓦 6 点	横網 1-4-1 江戸東京博物館
旧跡	加藤千蔭墓	両国 2-8-10 回向院
旧跡	磬瀬京伝墓	
旧跡	磬瀬京山墓	
旧跡	赤穂浪士元禄義挙の跡	両国 3-13-9 本所松坂町公園
旧跡	中野篤謙墓	千歳 2-1-16 要津寺
旧跡	島男也墓	
旧跡	杉山和一墓	立川 1-4-13 弥勒寺
旧跡	朝川善庵墓	向島 3-12-15 常泉寺
旧跡	梅若塚	堤通 2-16-1 梅若公園
名勝	旧安田庭園	横網 1-12-1

4. 区指定文化財

令和6年1月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財（建造物）	旧小山家住宅	立花 6-13-17 立花大正民家園内
有形文化財（建造物）	多聞寺山門	墨田 5-31-13 多聞寺
有形文化財（建造物）	弘福寺本堂（大雄寶殿）	向島 5-3-2 弘福寺
有形文化財（絵画・典籍）	紙本着色梅若権現御縁起	堤通 2-16-1 木母寺
有形文化財（絵画）	絹本着色水野忠啓像 椿椿山筆（檜崎宗重コレクション）	亀沢 2-7-2 すみだ北斎美術館
有形文化財（絵画）	麻布油絵三宅康直像 高橋由一筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	絹本着色佐久間象山塾居図 川上冬崖筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本淡彩山水図 高芙蓉筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色花卉図 深江蘆舟筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	絹本着色峠茶屋図 蹄齋北馬筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色母子犬図 長沢蘆雪筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色耶馬溪真景図巻 森寛齋筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 富嶽三十六景 武州玉川 葛飾北斎筆 錦絵大判（ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 牡丹に胡蝶 葛飾北斎筆 錦絵大判 （ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 寺島法泉寺詣 葛飾北斎筆 （ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 伊勢屋利兵衛板 新板浮絵江戸名所 葛飾北斎筆（ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	狂歌絵本（版本）初若菜 樵歌亭笛成序 葛飾北斎挿絵（ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	狂歌絵本（版本）さむたらかすみ 千穂庵三陀羅法師撰 葛飾北斎挿絵（ピーター・モースコレクション）	

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財(絵画)	絹本着色五百羅漢図	向島 5-3-2 弘福寺
有形文化財(彫刻)	弘福寺の木造鐵牛禪師倚像 附蓮華形木板貼付銅鑄三十五尊	
有形文化財(歴史資料)	一勇斎歌川先生墓表（歌川国芳顕彰碑）	向島 2-5-17 三囲神社
有形文化財(歴史資料)	石造墨堤永代常夜燈	向島 5-1（隅田公園内）
天然記念物	飛木稲荷神社のイチョウ	押上 2-39-6 飛木稲荷神社

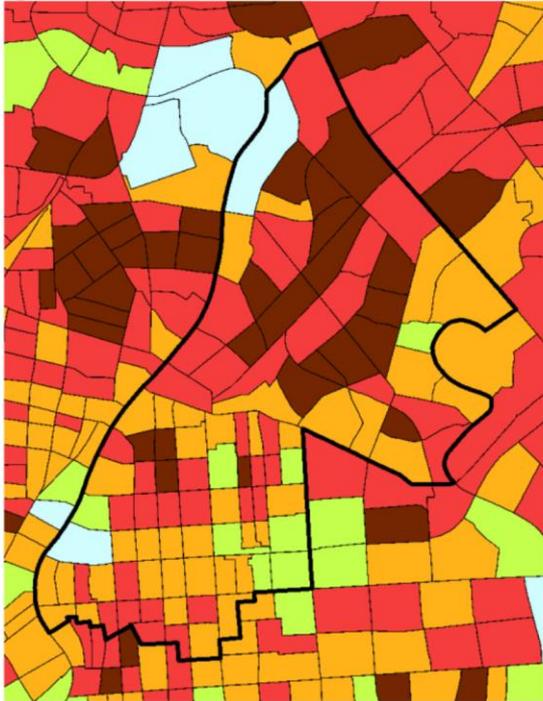
IX-09：地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（本冊 P65）

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動困 難係数	総合危険度		
	危険量	順位	ラン ク	危険量	順位	ラン ク		危険量	順位	ラン ク
	(棟/ha)			(棟/ha)				(棟/ha)		
吾妻橋1丁目	4.89	598	3	0.16	2,014	2	0.06	0.32	2,259	2
吾妻橋2丁目	5.62	453	3	0.20	1,780	2	0.07	0.41	1,835	2
吾妻橋3丁目	4.03	821	3	0.08	2,649	2	0.06	0.26	2,681	2
石原1丁目	7.50	220	4	0.43	1,142	3	0.08	0.63	1,139	3
石原2丁目	7.03	261	4	0.54	965	3	0.09	0.65	1,094	3
石原3丁目	7.09	256	4	0.33	1,345	2	0.08	0.62	1,156	3
石原4丁目	6.57	315	4	0.18	1,918	2	0.07	0.44	1,698	2
押上1丁目	4.56	685	3	0.11	2,410	2	0.08	0.36	2,072	2
押上2丁目	7.43	225	4	1.95	264	4	0.18	1.65	248	4
押上3丁目	11.58	30	5	14.66	7	5	0.27	7.10	9	5
亀沢1丁目	5.18	542	3	0.11	2,369	2	0.07	0.38	1,967	2
亀沢2丁目	4.68	652	3	0.07	2,766	2	0.07	0.33	2,239	2
亀沢3丁目	4.41	719	3	0.08	2,692	2	0.08	0.36	2,056	2
亀沢4丁目	4.04	817	3	0.10	2,426	2	0.09	0.35	2,110	2
菊川1丁目	7.66	210	4	0.39	1,227	2	0.07	0.60	1,194	3
菊川2丁目	8.36	158	4	0.76	727	3	0.11	0.98	638	3
菊川3丁目	5.49	485	3	0.23	1,658	2	0.09	0.52	1,431	2
京島1丁目	6.78	288	4	0.83	664	3	0.15	1.14	498	3
京島2丁目	19.52	1	5	17.77	3	5	0.21	7.95	5	5
京島3丁目	17.76	2	5	9.55	23	5	0.16	4.24	36	5
錦糸1丁目	2.55	1,395	2	0.03	3,593	1	0.08	0.20	3,183	1
錦糸2丁目	5.24	531	3	0.10	2,486	2	0.08	0.45	1,680	2
錦糸3丁目	5.68	444	3	0.10	2,427	2	0.06	0.36	2,079	2
錦糸4丁目	1.91	1,871	2	0.02	3,721	1	0.07	0.13	3,745	1
江東橋1丁目	3.68	921	3	0.04	3,228	1	0.07	0.25	2,787	2
江東橋2丁目	3.90	861	3	0.04	3,266	1	0.06	0.23	2,878	1
江東橋3丁目	1.97	1,815	2	0.02	3,725	1	0.06	0.12	3,841	1
江東橋4丁目	2.36	1,525	2	0.03	3,417	1	0.09	0.21	3,054	1
江東橋5丁目	3.26	1,083	3	0.06	3,028	1	0.07	0.25	2,801	2
墨田1丁目	3.63	940	3	0.11	2,339	2	0.14	0.51	1,461	2
墨田2丁目	10.88	44	5	3.41	124	4	0.22	3.22	75	5
墨田3丁目	14.52	9	5	17.38	4	5	0.24	7.74	6	5
墨田4丁目	11.59	29	5	5.05	73	5	0.27	4.54	29	5
墨田5丁目	9.40	94	4	4.98	76	5	0.24	3.51	66	5
太平1丁目	6.06	397	3	0.13	2,210	2	0.07	0.42	1,783	2
太平2丁目	8.28	167	4	0.36	1,291	2	0.07	0.60	1,195	3
太平3丁目	6.41	333	4	0.23	1,672	2	0.07	0.47	1,610	2
太平4丁目	3.92	857	3	0.06	2,987	1	0.09	0.36	2,060	2
立花1丁目	4.28	750	3	0.64	837	3	0.16	0.81	834	3
立花2丁目	10.89	43	5	6.15	51	5	0.23	3.89	50	5
立花3丁目	6.35	346	4	1.11	514	3	0.15	1.12	521	3
立花4丁目	6.63	310	4	0.69	797	3	0.14	1.01	610	3
立花5丁目	4.50	702	3	0.15	2,077	2	0.09	0.43	1,746	2
立花6丁目	6.04	401	3	0.79	700	3	0.14	0.93	691	3
立川1丁目	7.14	250	4	0.51	1,004	3	0.07	0.52	1,425	2
立川2丁目	7.17	246	4	0.25	1,585	2	0.06	0.47	1,602	2
立川3丁目	5.76	436	3	0.24	1,638	2	0.09	0.56	1,275	2
立川4丁目	6.37	341	4	0.18	1,878	2	0.06	0.40	1,905	2
千歳1丁目	3.52	978	3	0.02	3,831	1	0.11	0.39	1,945	2
千歳2丁目	3.65	937	3	0.08	2,722	2	0.09	0.33	2,231	2

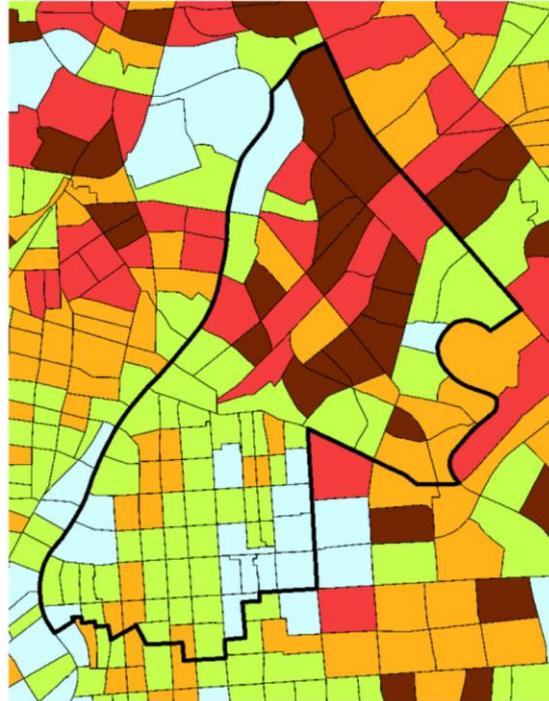
町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
	危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
	(棟/ha)			(棟/ha)				(棟/ha)		
千歳3丁目	7.82	199	4	0.40	1,193	3	0.06	0.52	1,415	2
堤通1丁目	3.12	1,130	3	0.09	2,593	2	0.16	0.50	1,473	2
堤通2丁目	0.25	4,675	1	0.00	4,992	1	0.21	0.05	4,517	1
業平1丁目	5.34	512	3	0.13	2,255	2	0.08	0.44	1,696	2
業平2丁目	7.21	241	4	0.22	1,686	2	0.08	0.58	1,249	2
業平3丁目	5.67	446	3	0.13	2,197	2	0.06	0.36	2,093	2
業平4丁目	8.29	164	4	0.56	941	3	0.07	0.59	1,217	2
業平5丁目	6.10	392	3	0.14	2,163	2	0.09	0.57	1,266	2
東駒形1丁目	6.88	278	4	0.31	1,402	2	0.07	0.48	1,566	2
東駒形2丁目	12.53	17	5	1.18	479	3	0.08	1.08	550	3
東駒形3丁目	10.10	67	5	0.58	914	3	0.09	0.91	716	3
東駒形4丁目	6.15	380	3	0.22	1,700	2	0.07	0.42	1,800	2
東墨田1丁目	1.88	1,903	2	0.03	3,575	1	0.17	0.32	2,260	2
東墨田2丁目	3.68	922	3	0.15	2,089	2	0.12	0.47	1,599	2
東墨田3丁目	3.29	1,060	3	0.13	2,222	2	0.12	0.40	1,877	2
東向島1丁目	14.05	12	5	11.17	15	5	0.22	5.43	15	5
東向島2丁目	9.91	75	5	2.73	168	4	0.20	2.50	116	4
東向島3丁目	6.76	291	4	1.05	541	3	0.18	1.44	322	4
東向島4丁目	9.35	99	4	2.92	150	4	0.22	2.66	107	4
東向島5丁目	10.42	55	5	7.58	34	5	0.20	3.56	65	5
東向島6丁目	11.36	32	5	10.52	18	5	0.19	4.20	39	5
文花1丁目	3.56	963	3	0.28	1,487	2	0.13	0.49	1,517	2
文花2丁目	5.06	570	3	0.22	1,713	2	0.15	0.80	846	3
文花3丁目	8.30	162	4	0.43	1,139	3	0.15	1.28	407	3
本所1丁目	6.07	394	3	0.23	1,675	2	0.07	0.42	1,789	2
本所2丁目	7.98	187	4	0.64	834	3	0.08	0.65	1,085	3
本所3丁目	10.14	64	5	0.52	993	3	0.07	0.78	881	3
本所4丁目	7.76	203	4	0.21	1,758	2	0.07	0.57	1,268	2
緑1丁目	6.37	343	4	0.42	1,156	3	0.08	0.53	1,383	2
緑2丁目	5.56	471	3	0.16	1,990	2	0.07	0.42	1,774	2
緑3丁目	5.17	546	3	0.13	2,246	2	0.07	0.39	1,925	2
緑4丁目	4.56	687	3	0.09	2,583	2	0.07	0.31	2,350	2
向島1丁目	6.23	368	4	0.20	1,782	2	0.08	0.51	1,458	2
向島2丁目	7.33	235	4	0.25	1,571	2	0.06	0.48	1,553	2
向島3丁目	6.90	276	4	0.29	1,458	2	0.08	0.58	1,241	2
向島4丁目	10.05	70	5	5.80	55	5	0.19	3.07	83	5
向島5丁目	9.50	90	4	1.49	369	4	0.13	1.41	338	4
八広1丁目	9.49	91	4	3.41	126	4	0.18	2.35	129	4
八広2丁目	9.89	76	5	5.42	60	5	0.21	3.14	78	5
八広3丁目	11.25	35	5	10.12	20	5	0.24	5.19	19	5
八広4丁目	10.67	51	5	6.36	48	5	0.23	3.84	52	5
八広5丁目	9.36	98	4	1.80	292	4	0.19	2.09	158	4
八広6丁目	8.52	146	4	1.71	316	4	0.17	1.79	209	4
横網1丁目	0.74	3,858	1	0.00	4,514	1	0.08	0.06	4,458	1
横網2丁目	2.54	1,397	2	0.06	2,926	1	0.07	0.18	3,337	1
横川1丁目	2.89	1,225	2	0.03	3,565	1	0.09	0.28	2,564	2
横川2丁目	10.25	62	5	0.92	613	3	0.06	0.72	956	3
横川3丁目	8.34	160	4	0.51	1,011	3	0.09	0.76	903	3
横川4丁目	7.16	247	4	0.27	1,509	2	0.08	0.60	1,191	3
横川5丁目	1.98	1,805	2	0.03	3,628	1	0.14	0.28	2,525	2
両国1丁目	6.14	383	3	0.26	1,562	2	0.08	0.54	1,340	2
両国2丁目	4.37	724	3	0.11	2,397	2	0.10	0.45	1,668	2
両国3丁目	6.47	323	4	0.30	1,447	2	0.09	0.62	1,144	3
両国4丁目	5.00	579	3	0.11	2,364	2	0.07	0.34	2,157	2

(注) 総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度に災害時活動困難度を加味し、測定している。

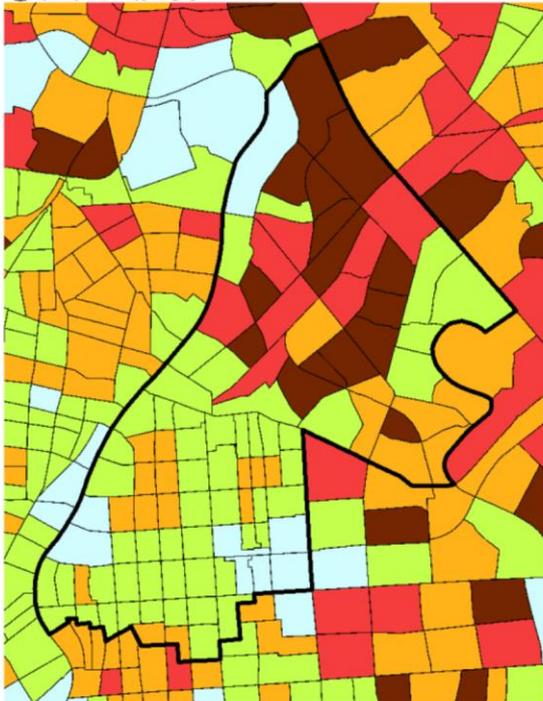
①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度



凡例

市界

町丁目界

建物倒壊危険度

火災危険度

総合危険度

ランク 順位

5 (1-85位)

4 (86-373位)

3 (374-1195位)

2 (1196-2848位)

1 (2849-5192位)

IX-10：道路管理者別状況（本冊 P82）

（令和6年1月1日現在）

国 道		都 道		区 道		区 有 通 路		計	
延長 m	面積㎡	延長m	面積㎡	延長m	面積㎡	延長 m	面積 ㎡	延長m	面積㎡
6,574	184,394	(9,504) 26,716	(209,661) 624,227	254,185	1,941,568	2,310	8,510	(9,504) 289,784	(209,661) 2,758,699

（ ）内は首都高速道路の数値

IX-11：区内橋梁延長・面積（本冊 P84）

（令和6年1月1日現在）

区分	計			国管理			都管理			区管理		
	数	橋長 (m)	面積 (㎡)	数	橋長 (m)	面積 (㎡)	数	橋長 (m)	面積 (㎡)	数	橋長 (m)	面積 (㎡)
南部地区	43	2,201.15	44,222.48	4	386.66	9,806.50	15	931.78	22,897.68	24	882.71	11,518.30
北部地区	13	2,422.78	39,994.92	2	932.60	15,614.30	8	1,349.78	22,713.10	3	140.4	1,667.52
計	56	4,623.93	84,217.4	6	1,319.26	25,420.80	23	2,281.56	45,610.78	27	1,023.11	13,185.82

IX-12：区内橋梁現況表（本冊 P84）

（令和6年1月1日現在）

番号	橋名	路線名	位置	橋長	有効幅員	橋面積	橋種型式	架設年次	現況	河川別
1	一之	墨106	千歳1-3 両国2-1	36.90	15.00	553.50	3-SG	昭54.10		豎川
2	塩原	墨江61	千歳1-9 両国3-1	34.20	11.00	376.20	3-SG	昭29.3		
3	千歳	墨33	千歳2-14 両国4-1	35.40	11.20	396.48	1-BG	昭56.10		
4	西豎川	墨107	立川1-18 緑2-1	35.62	11.00	391.82	3-SG	昭4.11		
5	豎川	墨36	立川2-13 緑2-2	31.52	7.00	220.64	3-SG	昭28.3	荷重制限 15 t	
6	新豎川	墨109	立川2-14 緑3-1	36.30	15.00	544.50	3-SG	昭4.10		
7	菊花	墨110	立川4-19 緑4-2	35.71	8.00	285.68	4-SG	昭25.3		
8	新辻	墨111	江東橋5-11 江東橋1-2	36.37	15.00	545.55	3-SG	昭5.1	工事中	
9	松本	墨44	江東橋4-2 毛利2-10	35.52	11.00	390.72	1-ST	昭4.11		
10	菊柳	墨1	菊川3-13 江東橋5-10	26.30	14.00	364.00	1-SG	平28.4		大横川
11	南辻	墨103	立川4-14 江東橋5-11	34.62	11.02	381.51	3-SG	昭6.5	架替実施中	
12	清平	墨10	亀沢4-18 太平1-1	10.00	8.50	96.00	1-PC	平24.3		
13	紅葉	墨13	石原4-28 横川1-1	35.11	11.00	386.21	3-SG	昭5.6		
14	横川	墨105	本所4-8 横川1-15	32.65	22.70	741.16	3-SG	昭3.1		
15	旅所	墨5	江東橋4-3 亀戸1-4	42.10	12.00	505.20	3-SG	昭51.6		横十川
16	錦糸	墨104	錦糸4-10 亀戸2-2	42.04	11.00	462.44	3-SG	昭47.3		
17	栗原	墨105	横川5-6 亀戸3-13	36.40	14.80	538.72	1-SG	平8.6		
18	神明	墨16	業平5-1 亀戸3-35	38.20	11.00 19.10	483.56	3-SG	昭61.9		
19	小梅	墨51	吾妻橋3-12 向島1-32	19.80	11.00	217.80	1-SR	令2.4		北十川
20	東武	墨111	業平1-17 押上1-1	19.70	22.00	449.16	1-PC	昭63.3		
21	西十間	墨124	業平4-18 押上1-48	21.00	10.00	226.22	1-SG	平元.7		
22	十間	墨121	業平5-13 文花1-1	19.60	15.00	294.00	1-SG	昭14.3		
23	境	墨122	文花1-31 亀戸3-51	17.00 23.88 19.66	8.00 2.00 2.00	223.08	1-PC 3-SG 1-SG	昭49.11 昭63.12 平12.3		
24	平井	墨115	立花3-29 平井6-17	55.40	9.00	498.60	1-BG 2-CR	昭55.5		旧中川
25	中平井	墨116	立花5-51 平井7-4	68.00	13.00	945.84	3-SG	平20.3		
26	二之	都463	千歳3-18 緑1-1	25.90	25.00	668.22	1-SG	平10.12		豎川
27	三之	都319	立川3-18 緑4-1	37.07	22.00	845.20	3-SG	昭49.3		
28	四之	都465	毛利1-21 江東橋4-1	35.30	35.80	1,270.80	3-SG	昭45.12		

震災編（予防・応急・復旧対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

番号	橋名	路線名	位置	橋長	有効幅員	橋面積	橋種型式	架設年次	現況	河川別
29	菊川	都50	菊川3-12 江東橋5-2	38.20	22.04	929.80	3-SG	昭63.3		大横川
30	法恩寺	都315	石原4-13 太平1-17	15.94	22.60	373.00	1-SG 2-CA	昭57.11		大横川
31	業平	都453	東駒形4-15 業平1-17	31.70	33.00	1,075.90	3-CG	昭5.8		大横川
32	天神	都315	太平4-4 亀戸3-1	38.20	25.00	985.56	1-SG	昭59.2		横間十川
33	柳島	都453	業平5-7 亀戸3-35	44.90	19.00	889.00	3-SG	平元.3		横間十川
34	枕	都461	吾妻橋1-24 向島1-2	26.18	18.00	494.80	1-CA	昭3.11		北間十川
35	源森	都319	吾妻橋2-20 向島1-23	16.00	34.20	560.00	1-SG	平19.3		北間十川
36	京成	都465	業平3-17 押上1-24	18.75	27.90 34.10	593.30	3-SG	昭37.7		北間十川
37	福神	都306	亀戸3-56 立花1-1	21.30	22.00	485.60	1-SG	昭58.9		北間十川
38	小原	都476	亀戸8-26 立花3-4	18.40	4.00	82.80	3-SG	昭40.5	架替実施中	北間十川
39	新小原	都476	亀戸8-26 立花3-4	204.02	15.50	3,030.30	1-BG	昭49.3		北間十川
40	蔵前	都315	蔵前2-3 横網2-6	173.40	22.00	3,981.50	3-SA	昭2.11		隅田川
41	厩	都453	蔵前2-15 本所1-36	151.44	24.00	3,708.20	3-SA	昭4.9		隅田川
42	駒形	都463	雷門2 東駒形1	146.30	25.20	3,775.50	3-SA	昭2.5		隅田川
43	吾妻	都463	花川戸1 吾妻橋1-23	132.50	22.60	2,746.90	3-SA	昭6.6		隅田川
44	白鬚	都306	橋場2-1 堤通2-1	168.80	22.00	3,854.40	3-SA	昭6.6		隅田川
45	水神大橋	都461	南千住8 堤通2	256.00	17.00	5,171.20	1-SA	平元.3		隅田川
46	綾瀬	都461	堤通2-12 千住曙町38	61.26	18.00	1,304.80	1-SA	昭36.3		旧綾瀬川
47	木根川	都449	八広6 東四つ木3	531.40	10.50	6,927.10	9-ST	昭44.12		荒川 綾瀬川
48	ゆりのき	都449	東墨田3-2 平井7-6	88.60	19.20	1,856.90	3-BG	平13.3		旧中川
49	江東	国14	緑4-23 江東橋1-9	20.80	34.60	719.60	1-SR	平7.7		大横川
50	松代	国14	江東橋4-30 亀戸3-1	39.20	40.00	1,568.00	1-BG	昭44.3		横間十川
51	両国	国14	両国1-11 東日本橋2-28	165.46	24.00	3,971.00	3-SG	昭7.11		隅田川
52	言問	国6	向島1-3 浅草7-1	161.20	22.00	3,547.90	3-SG	昭2.9		隅田川
53	四ツ木	国6	墨田4-62 四ツ木3-1	452.75	17.00	7,696.80	1-SA 15-SG	昭27.7		荒川
54	新四ツ木	国6	八広6-5 四つ木1	479.85	16.25	7,917.50	7-BG	昭47.3		荒川
55	桜		向島2 今戸1	169.45	6.00 19.60	2,444.93	3-SG	昭60.4	公園橋	隅田川
56	おしなり		業平2-19 押上1-7	18.20	10.00 13.80	222.30	1-SG	平24.3	公園橋	北間十川

(注) 橋種型式 A……アーチ B……ボックス C……コンクリート G……ガーター  
PC……プレストレスコンクリート R……ラーメン S……スチール  
T……トラス 数字は径間

IX-13 : 上水道本管配管図 (本冊 P94)



## Ⅸ-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（本冊 P221）

### 第1章 総則

#### 1 目的

本プランは、要配慮者に関して、発災前の備え、発災時の避難行動（以下「避難行動」という。）、避難後の生活（以下「避難生活」という。）などの各段階において、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助・公助による支援体制構築」を推進することにより、要配慮者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的とする。

#### 2 要配慮者

要配慮者の「要因による種別」及び「必要な支援体制」は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（要配慮者1（避難行動要支援者））

ア 要因による種別（外国人を含む）

- ・75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの世帯の者
- ・第1種身体障害者
- ・第1種知的障害者
- ・要介護3・4・5の者（施設入居者を除く。）

イ 必要な支援体制

外部支援の必要性が高いため、該当者名簿を防災関係機関等が共有し、事前に支援体制を構築する。

- (2) 自力では避難行動及び避難生活ができない恐れがある者（要配慮者2）

ア 要因による種別

- ・乳幼児
- ・精神障害者
- ・一時的な行動支障を負っている妊産婦や疾病者
- ・その他本人又はその保護責任者が、外部支援を必要と判断する者

イ 必要な支援

外部支援の必要性は比較的高いが、常時、支援を必要とする状態にはない可能性があるため、名簿の共有によらず、要配慮者又は保護責任者の申請があった場合は、事前に支援体制を構築する。

- (3) 日本語の理解が十分ではない外国人等（要配慮者3）

ア 要因による種別

- ・日本語の理解が十分ではない外国人等

イ 必要な支援

心身の状態による要配慮者ではないため、個々人の情報把握ではなく、外国語による事前の防災思想啓発、災害時情報提供等の体制整備を図る。

### 3 避難支援等関係者

要配慮者に対する避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者（以下「支援者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 墨田区
- (2) 本所警察署及び向島警察署（以下「警察署」という。）
- (3) 本所消防署及び向島消防署（以下「消防署」という。）
- (4) 本所消防団及び向島消防団（以下「消防団」という。）
- (5) 墨田区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (6) 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）
- (7) サポート隊等の要配慮者支援機能を有する住民防災組織（以下「住民防災組織」という。）
- (8) 住民防災組織以外の、地域住民、周辺事業所従業者等のうち、災害現場において要配慮者支援が可能な者（以下「臨時支援者」という。）

### 4 要配慮者情報の把握

支援者は、支援活動の円滑化のため、次のとおり、平常時における要配慮者情報の把握に努める。

- (1) 墨田区
  - ア 区が保有する個人情報の目的外利用により、要配慮者1（避難行動要支援者）に係る情報を収集し、名簿（以下「避難行動要支援者名簿」）を作成する。また、要配慮者2及び要配慮者3のうち、希望があった者に係る情報を名簿に掲載する。  
 なお、名簿情報の更新については、原則年1回とし、避難行動要支援者名簿の提供は、区が行う。
  - イ 各支援者が作成する支援方針又は要配慮者個人に対する個別の避難支援計画（以下「個別避難支援プラン」という。）に関する情報を収集する。
- (2) 警察署、消防署、消防団及び民生委員、社会福祉協議会  
 区から、避難行動要支援者名簿の提供を受けることにより、当該要配慮者の情報を把握する。  
 また、平常時の業務において、要配慮者2・3を含む、要配慮者支援のための情報を把握する。
- (3) 住民防災組織  
 要配慮者の自主的な申請に基づく「手上げ方式」及び民生委員が要配慮者からの同意を受けた場合の「同意方式」により、要配慮者情報を把握する。
- (4) 臨時支援者  
 「手上げ方式」により、情報を把握する。

### 5 要配慮者情報の取扱い

支援者は、収集した要配慮者情報について、法令等を遵守して管理し、目的外利用・外部提供は行わないものとする。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 区による避難行動要支援者名簿の提供  
 区は、避難行動要支援者名簿（表1）を、支援者のうち、法令による守秘義務を有し、かつ、区長と「避難行動要支援者名簿の提供に関する協定」（資料1のとおり）を締結した者に提供することができる。  
 また、民生委員については、担当地域内の住民防災組織が要配慮者支援機能を有しない等の理由により、当該名簿の受領を拒んだ場合には提供しない。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿を保持する支援者は、個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏洩、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。

(3) 要配慮者の同意による情報開示

支援者の平常時の活動において、要配慮者から、他の支援者への情報開示について同意を得た場合は、当該要配慮者に係る情報を、開示を同意された他の支援者に開示することができる。

(4) 緊急やむを得ないときの情報開示

災害時において、要配慮者の情報を目的外利用又は外部提供することが災害対策基本法第49条の13に規定する正当な理由に該当すると認められる場合には、避難行動要支援者名簿を所有する支援者は、当該避難行動要支援者名簿に係る情報を、支援活動が可能な他の支援者に開示することができる。

表1 避難行動要支援者名簿

番号	住所	氏名	カナ氏名	性別	生年月日	電話番号
1	吾妻橋 1-23-20 防災マンション 101	本所 太郎	ホンジョウ タロウ	男	S.〇〇.〇〇	
2	吾妻橋 1-23-20-201	向島 花子	ムコジマ ハコ	女	S.〇〇.〇〇	
3	吾妻橋 1-23-20-202	墨田 華子	スミダ ハコ	女	S.〇〇.〇〇	

要因							個別 プラン	要配慮者 2・3の 要因	同意拒否
要配慮者 1						要配慮者 2・3			
高齢	身体				知的		介護		
	肢体	視覚	聴覚	内部					
○				○		○		○	
					○				*
						○		妊産婦	

## 第2章 支援

### 1 支援の基本方針

要配慮者に対する支援は、「平常時」「災害発生時」「避難生活期」に区分し、次により実施する。

なお、各区分における支援者ごとの役割は、下記2～4のとおりとする。

※ 資料2「要配慮者支援に関する各支援者の主な活動」参照

ただし、要配慮者3に対する支援については、下記5のとおりとする。

#### (1) 平常時

ア 要配慮者情報の把握及び支援体制の構築を図る。

イ 要配慮者による災害に関する自助の支援を行う。

#### (2) 災害発生時

ア 要配慮者の避難行動を支援する。

イ 要配慮者の救出救助を行う。

#### (3) 避難生活期

ア 要配慮者の避難生活に係る支援及び救護活動を行う。

### 2 平常時の支援

各支援者が平常時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

#### (1) 墨田区

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び他の支援者への提供

イ 各支援者の支援方針及び個別避難支援プランの作成状況の把握

ウ 要配慮者による自助の促進支援

エ 住民防災組織に対する体制整備等の促進支援

オ 要配慮者支援体制に関する総合調整

#### (2) 警察署

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

#### (3) 消防署

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 同意方式による個別支援情報の把握

エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

#### (4) 消防団

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 同意方式による個別支援情報の把握

エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

#### (5) 社会福祉協議会

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 要配慮者による自助の促進支援

(6) 民生委員

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援
- エ 要配慮者による住民防災組織への支援要請促進及び同意の取り付け

(7) 住民防災組織

- ア 手上げ方式及び同意方式による要配慮者情報の把握
- イ 把握した情報に基づく個別避難支援プランの作成
  - ※ 個別避難支援プランについては、資料3を基に、住民防災組織が独自に定める。
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(8) 臨時支援者

- ア 地域コミュニティによる要配慮者情報の把握
- イ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

3 災害時の支援

各支援者が災害時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って、安全の確保に十分に配慮し、支援活動する。

なお、「災害時」には、「災害が発生するおそれがある場合」を含むものとする。

(1) 墨田区

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 避難所及び福祉避難所の開設及び開設要請
- ウ 避難場所等における要配慮者救護
- エ 支援物資の搬送
- オ 円滑な避難のために必要な通知又は警告の発令及びその情報伝達の配慮
- カ 各支援者による支援活動の総合調整

(2) 警察署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(3) 消防署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(4) 消防団

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(5) 社会福祉協議会

行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

(6) 民生委員

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認
- ウ 行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

## (7) 住民防災組織

- ア 個別避難支援プランに基づく情報伝達・避難誘導
- イ 民生委員・児童委員等からの支援要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認・集約
- エ 一時集合場所等における要配慮者の救護
- オ 支援物資の提供、後方搬送等の要請

## (8) 臨時支援者

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 各支援者からの要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の救護

## 4 避難生活期の支援

各支援者が避難生活期に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

## (1) 墨田区

- ア 要配慮者救護所の開設
- イ 要配慮者救護所等における救護活動
- ウ 福祉避難所の開設及び開設要請
- エ 支援物資の輸送
- オ 災害時後方医療施設等への搬送及び搬送要請
- カ 各支援者による要配慮者支援の総合調整

## (2) 警察署

- ア 避難所周辺等の警備
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく行方不明者の搜索
- ウ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく死体の検分

## (3) 消防署

- ア 災害時後方医療施設等への搬送

## (4) 消防団

- ア 要配慮者救護所等における救護活動
- イ 災害時後方医療施設等への搬送支援

## (5) 社会福祉協議会

- ア 避難所・福祉避難所でのニーズ把握及びボランティア派遣
- イ 小地域福祉活動委員・ふれあいサロン活動者による見守り・声かけ活動
- ウ 避難所や仮設住宅でのふれあいサロンの設置

## (6) 民生委員

- ア 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく安否確認
- イ 行方不明者の搜索要請
- ウ 要配慮者救護所等における要配慮者支援方法のコーディネート

## (7) 住民防災組織

- ア 要配慮者の生活状況の把握
- イ 要配慮者救護所等における救護活動

ウ 支援物資の提供、後方搬送等の支援要請

(8) 臨時支援者

ア 要配慮者救護所等における救護活動

## 5 要配慮者3に対する支援

要配慮者3に対する支援は、情報提供を中心に、次のとおり、支援体制を整備する。

- (1) 外国語による防災思想啓発の実施
- (2) 情報網の整備
- (3) 通訳ボランティアとの連携
- (4) 避難場所等における外国語表示の実施

### 第3章 資料

（資料1）

#### 避難行動要支援者名簿の提供に関する協定

墨田区（以下「甲」という。）と支援機関（者）名（以下「乙」という。）とは、避難行動要支援者に関する個人情報を記載した名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

（名簿の提供）

第1条 甲は、墨田区要配慮者避難支援プランに基づく避難行動要支援者対策を進めるため、名簿を作成して、乙に提供するものとする。

（名簿の使用）

第2条 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害又は避難行動要支援者の生命に関する危険を伴う事故・火災が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の緊急対策及びその準備行為を行う場合に限り、名簿を使用するものとする。

2 前項の緊急対策は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認を行うこと。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援を行うこと。
- (3) 避難行動要支援者の救出及び救助を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか避難行動要支援者の生命に対する危険を避けるための緊急やむを得ない行為に関すること。

3 第1項の準備行為は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 避難行動要支援者の支援に関する方針（以下「支援方針」という。）の策定及び避難行動要支援者個人に関する個別の支援計画（以下「個別避難支援プラン」という。）の策定に関すること。
- (2) 避難行動要支援者への防災準備行為の促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか避難行動要支援者対策のための必要な準備に関すること。

（第三者提供の禁止）

第3条 乙は、名簿を第三者に提供しないものとする。ただし、避難行動要支援者本人の同意がある場合又は災害対策基本法第49条の13に規定する正当な理由に該当すると認められる場合は、この限りでない。

（情報管理）

第4条 乙は、甲から提供された名簿に係る情報管理に万全の注意を払うものとする。

2 乙（民生委員である場合を除く。）は、前項の情報管理のため、情報管理者を定めるものとする。

（支援方針及び支援計画）

第5条 乙は、支援方針を策定するものとする。

2 乙は、支援方針に定めるもののほか、個々の避難行動要支援者の同意を受けて、個別避難支援プランを作成することができるものとする。

（報告義務）

第6条 乙は、情報管理者及び支援方針について、避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書（様式1）により甲に報告するものとする。

2 乙は、個別避難支援プランを策定した場合は、対象避難行動要支援者及び要配慮者の同意を得て、策定状況について、要配慮者個別避難支援プラン策定に関する報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告は、名簿を更新し、又は報告内容に変更があったときに行うものとする。

（名簿の返却）

第7条 乙は、甲から新たに名簿の提供を受けたとき、民生委員・児童委員を退任したとき、又は甲から名簿の返却要請があったときは、既に受領している名簿を返却するものとする。

（法令の遵守）

第8条 甲及び乙は、この協定に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例（令和5年墨田区条例第6号）、墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則（令和5年墨田区規則第30号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲、乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 ○○ ○○ 

乙 墨田区○○

○○ ○○ 

様式1

墨田区長 あて

〇〇 〇〇

避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第1項の規定に基づき、情報管理者及び支援方針について、下記のとおり報告します。

記

- 1 情報管理者  
〇〇 〇〇課長 〇〇 〇〇
- 2 支援方針
  - (1) 平常時
  - (2) 災害発生時
  - (3) 避難所生活期

様式2

墨田区長 様

〇〇 〇〇

要配慮者個別支援プラン策定に関する報告書

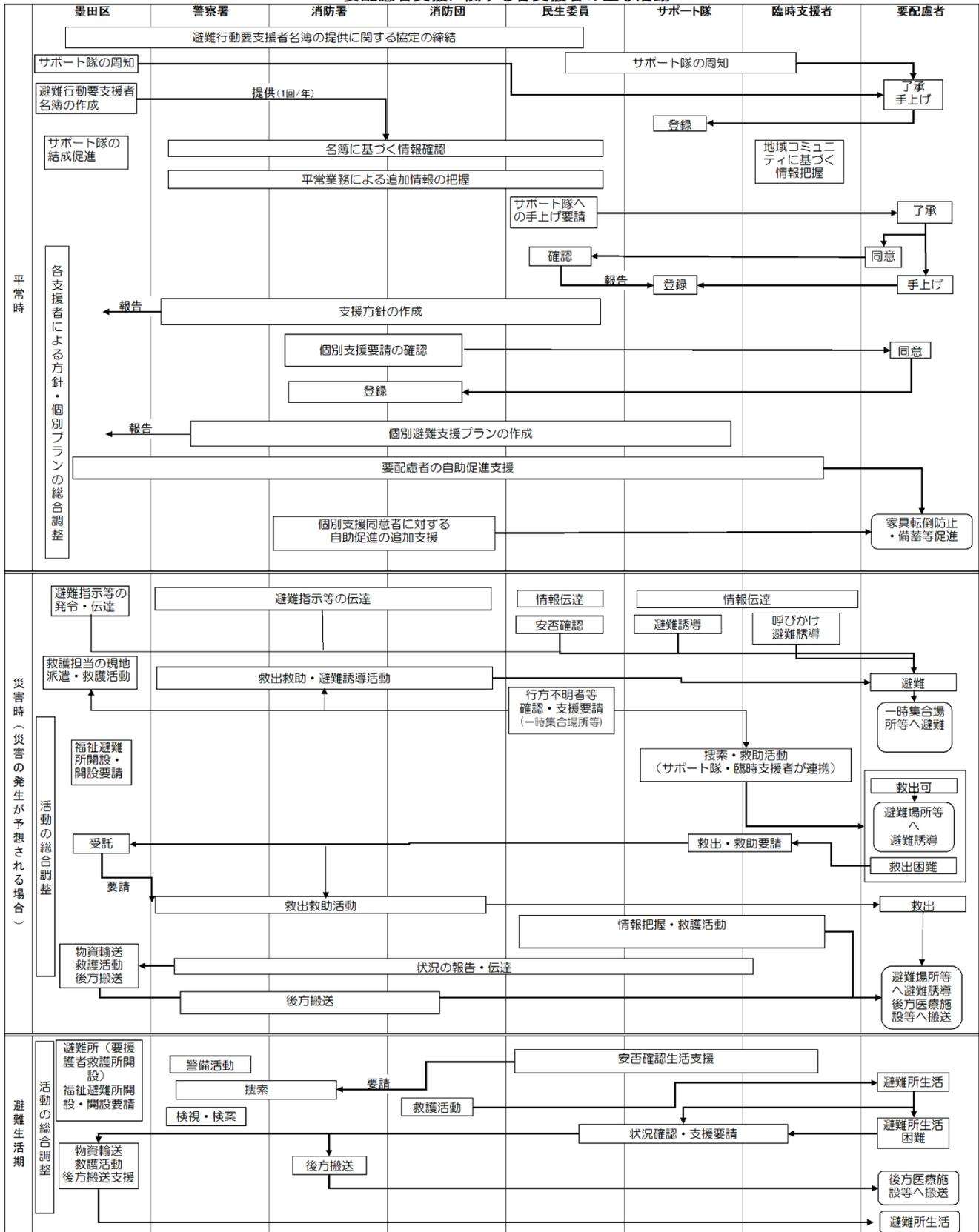
避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、個別支援プランの策定について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象者  
墨田区〇〇1-1-1 〇〇〇〇ほか〇〇人  
別紙1のとおり（任意様式）

(資料2)

要配慮者支援に関する各支援者の主な活動



(資料3)

## 要配慮者個別避難支援プラン

—

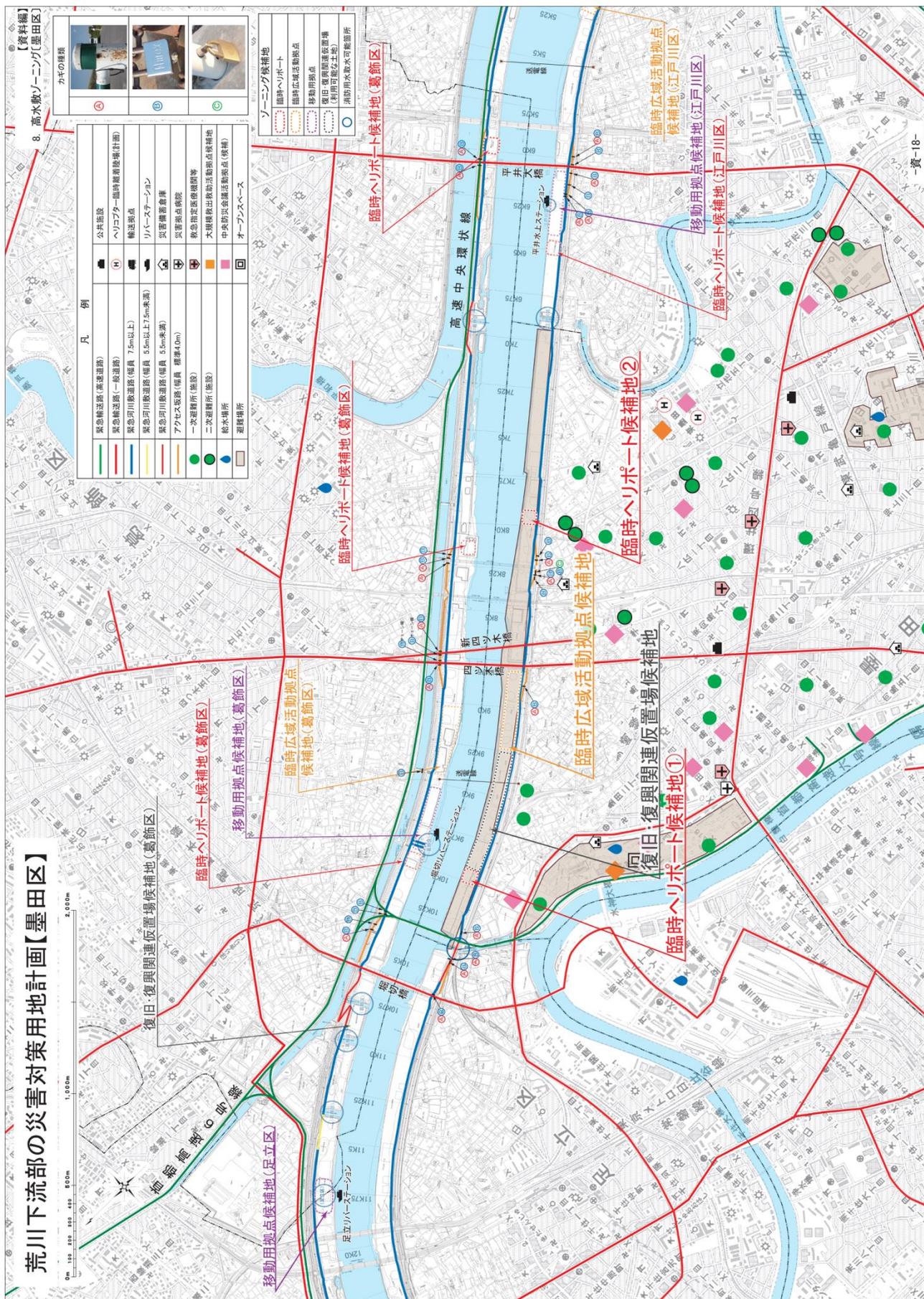
(表) 作成者: \_\_\_\_\_ 作成年月日: 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

氏名	性別	男	女	区分	高	障	介	他
住所	墨田区			電話				
本人の状態	会話	普通にできる		少し耳が遠い		ほとんど聞こえない		
		筆談が必要である		筆談ができない				
	歩行	一人で歩ける		杖・シルバーカーを使う		体を支えれば歩ける		
		車椅子が必要である		担架が必要である				
	食事	一人で食べることができる		一部に介助を必要とする		全般的に介助が必要である		
ものが詰まりやすい		刻み・とろみ食が必要である						
排尿 排便	一人でできる		一部に介助を必要とする		全般的に介助が必要である			
	オムツを使用している							
その他	主治医・かかりつけ医							
	アレルギー 無・有( _____ )							
家族・ 介護者	状況							
緊急時の連絡先	①氏名			電話: _____				
	②氏名			メールアドレス: _____				
特記事項	(普段いる部屋、寝室の位置)(不在の時の目印、避難済みの目印)など							
避難時の不可欠品	常備薬							
避難支援	一時集合場所							
	避難場所							
	避難所	最寄の予定施設			避難先			
避難支援者 情報								

(裏)

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など		
※ 案内図等の支援に関して必要な情報を適宜記載		

IX-15 : 高水敷ゾーニング〔墨田区〕 (本冊 P284)



IX-16：警戒宣言時における交通規制図（本冊 P342）

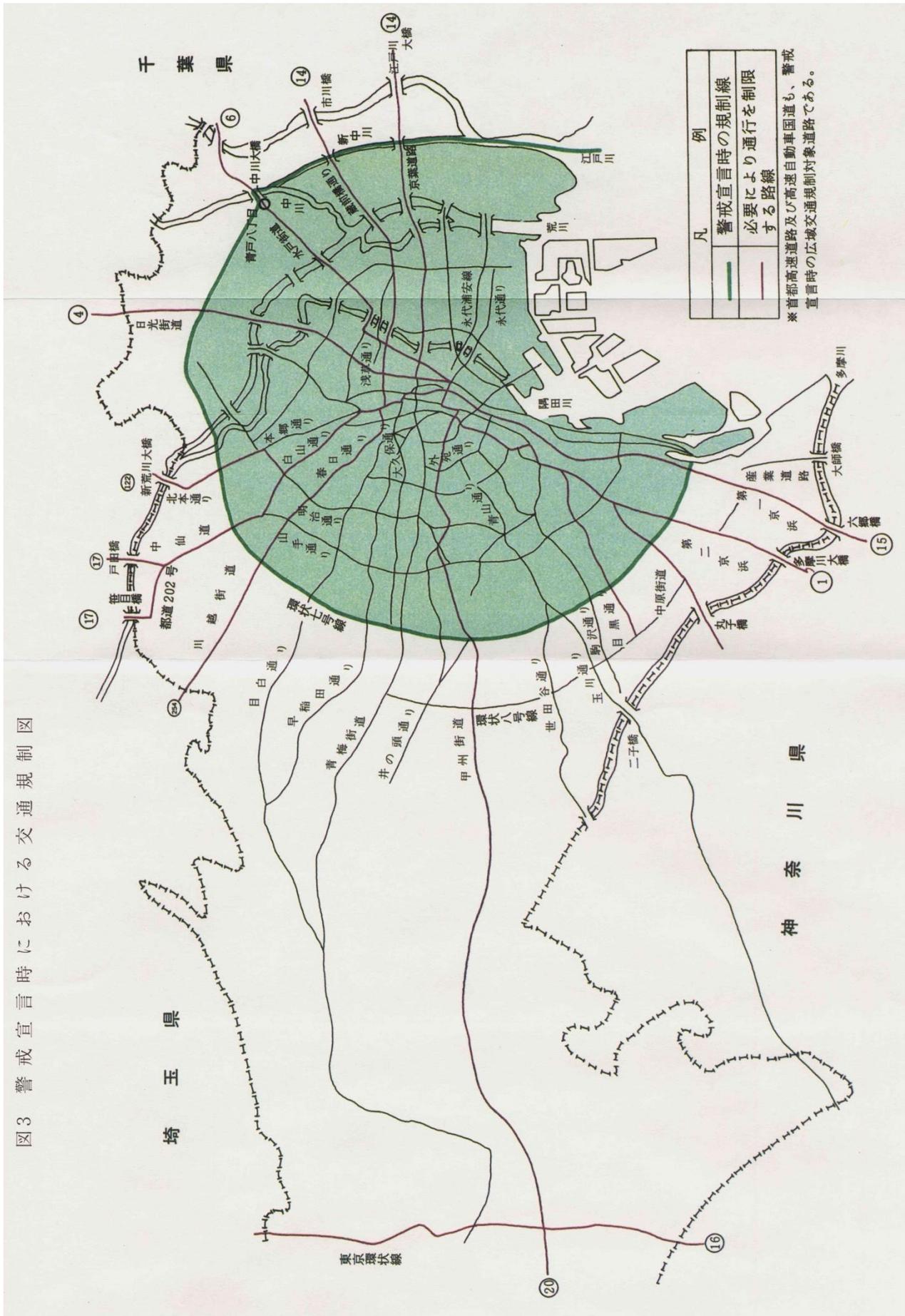


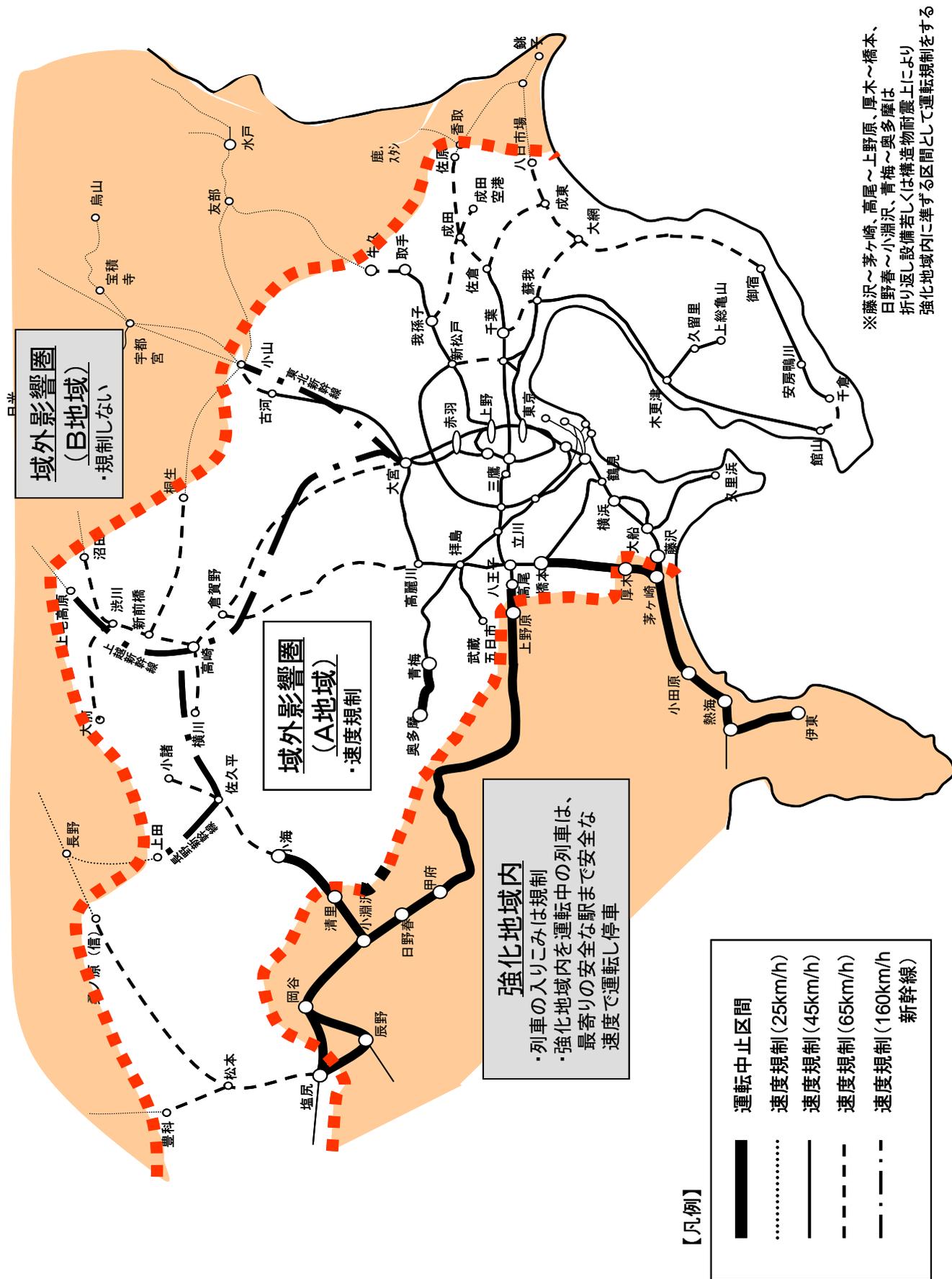
図3 警戒宣言時における交通規制図

IX-17：警戒宣言時における交通処理図（本冊 P342）



区-18：東日本旅客鉄道路線図（本冊 P345）

警戒宣言発表時の運転規制概要図







令和6年3月

## 墨田区地域防災計画（令和5年度修正）[別冊]

編集発行 墨 田 区 防 災 会 議

【事務局】墨田区都市計画部危機管理担当 防災課

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 03(5608)6206





ひと、つながる。  
墨田区

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

